

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会場入札約款

(平成19年12月28日施行)

改正

平成26年 3月28日告示第 8号

(総則)

第1条 管理者の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約(財産の売払いを除く。)に係る競争入札を会場入札で行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合財務規則(平成10年規則第11号。以下「規則」という。)その他の法令等に定めるもののほか、この会場入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札は、公開とすることができる。なお、この場合にあつては、あらかじめ当該入札に係る公告等に公開である旨を明記するものとする。

2 入札の執行等に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加資格のある旨の確認通知を受けた者又は指名に関する通知を受けた者(以下「入札参加者」という。)は、当該事業の図面、仕様書、現場説明書及び契約書案等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書及び現場説明書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 入札参加者は、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示された日時までに、入札会場に集合しなければならない。また、入札書は、会場入札用の書式(入札書と誓約書が一体となったもの)を使用し、必要事項(入札者の氏名等)を表記した封筒に入れ、封緘の上、当該入札に係る入札執行者の指示により、入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札参加者は、自治令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (6) 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することがで

きる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に持参し、又は郵送（入札日の当日までに到達するもの又は入札日当日の消印があるものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届若しくはその旨を明記した入札書を、入札執行者に提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。

（未入札）

第4条 入札参加者が、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示された日までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

（入札の取りやめ等）

- 第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 2 指名競争入札において、入札参加者が1人である場合若しくは入札参加者が辞退により1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。
 - 3 当該入札の公告後又は指名通知後、天災等予測できない事情により多数の入札参加者が入札に参加できなくなり、入札の競争性、公平性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（入札立会人）

- 第6条 入札の執行において、入札執行者及びその関係職員のほか、入札立会人をおくものとする。
- 2 前項に規定する入札立会人は、現に入札に参加する者をもって立会人としてすることができる。
 - 3 前項に規定に関わらず、入札に係る立会人をあらかじめ指名したときは、その者を立会人とする。

（無効となる入札書）

- 第7条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書
 - (2) 委任状を持参しない代理人が入札した入札書
 - (3) 誓約書を提出しない者が入札した入札書

- (4) 記名押印を欠く入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合であると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札した入札書
- (9) 入札に際して不正を行った者が入札した入札書
- (10) 入札書に辞退と記入し入札箱に投函した入札書
- (11) 入札金額内訳書(以下、「内訳書」という。)の提出を義務付けたものにあつては、内訳書の提出のない入札書又は内訳書に重大かつ明白な不備がある入札書
- (12) 入札書のコ額と内訳書の合計金額が大幅に異なる入札書
- (13) 予定価格を入札執行日前に公表する事業にあつては、予定価格に100/108を乗じて得た額を超える入札書。ただし、消費税及び地方消費税の額を含まない予定価格による入札の場合にあつては、予定価格を超える入札書
- (14) 入札書のコ額が0円の入札書
- (15) 所定の入札保証金を納付しない者が入札した入札書(免除の場合を除く。)
- (16) 設計図書等を有償配布とした事業にあつては、設計図書等を購入しない者が入札した入札書
- (17) その他入札条件に違反して入札した入札書

(落札者の決定)

第8条 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他についての請負契約において、自治令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査制度を設けたときは、最低の価格をもって入札した者等を調査の上、落札者を決定するものとする。この場合において、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するとは限らない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前に公表する入札にあつては、これを行わない。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、入札書が無効と

なった者以外の者とする。

- 3 再度入札における入札参加辞退の方法は、第3条を準用するものとする。
- 4 再々度の入札は行わない。

(入札の不調)

- 第11条 入札（前条に規定する再度入札を含む。）の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、入札を不調とするものとする。
- 2 前条に規定する再度入札の結果、不調となった場合は、自治令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができるものとする。

(契約の締結)

- 第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和57年条例第8号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。
 - 3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格抹消又は指名停止等の措置を講ずるものとする。
 - 4 第1項に規定する契約締結日は、落札が決定した日の翌日から起算して、土、日及び祝日を除く2日後を標準とする。

(入札保証金)

- 第13条 入札参加者は、その入札参加者が自ら入札書に表示した金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する額を入札保証金として入札前に組合に納付しなければならない。ただし、入札保証金の一部又は全部を納めさせないことができるものとする。この場合において、一部免除又は免除と表示する。
- 2 前項ただし書きの規定により入札保証金を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、予定数量に基づく総額）の100分の5に相当する額の違約金を納付しなければならない。
 - 3 第1項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提出された証券の価格（担保価値という。）は、当該各号に定めるとおりとし、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 国債又は地方債

政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額

(2) 特別の法律による法人の発行する債権

額面又は登録金額（発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額

(3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形

手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に
応ずる額）

(4) 金融機関の保証する小切手

保証する金額

(5) 金融機関がする保証

保証する金額

（入札保証金の還付等）

第14条 入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

（契約保証金）

第15条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。第13条第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第5号の「金融機関がする保証」とあるのは、「金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社がする保証」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができる。この場合において、契約書における契約保証金の欄には、免除と表示する。

（契約保証金の種類）

第16条 前条に規定する契約保証金に係る種類は、事業の種類及び設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に応じ次の各号のとおりとする。

(1) 建設工事又は製造の請負契約においては、設計金額が1000万円以上、その他の契約においては、設計金額が500万円以上とし、その付保割合等は前条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、建設工事又は製造の請負契約において設計金額が1億5000万円以上のときは、落札者から委託を受けた保険会社又は銀行と工事履行保証契約によるものとし、付保割合は、契約金額の100分の30以上とするとともにかし担保特約付きとする。

(2) 前号に規定する場合のうち、金融機関の保証、契約保証、履行保証保険又は公共工事履行保証証券のときは、債権者（名宛人）あるいは被保険者の表示を佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合管理者とする。

(3) 低入札価格調査の対象となる事業において、予定価格に100分の70

を乗じて得た金額を下回る価格をもって申込みをした者については、第1項の規定によらず、付保割合について100分の10を100分の30に、100分の30を100分の40とする。

(契約保証金の還付)

第17条 第15条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき又は契約を解除したときは、速やかに還付する手続きをしなければならない。

(異議の申立)

第18条 入札をした者は、入札後、この約款、当該事業の図面、仕様書、現場説明書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(内訳書の提出)

第19条 契約担当者は、当該入札に係る事業の熟知の状況等積算能力の向上あるいは談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知等のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

(協議による随意契約)

第20条 入札執行者は、入札の不調を宣言し、第11条第2項に規定する随意契約を締結しようとするときは、入札参加者の意思を確認し、当該事業の随意契約の見積参加の意思を表した者から見積を徴し、予定価格以内のときは、契約者と決定できるものとする。

2 前項の見積の結果、予定価格に達しない場合、入札執行者は「不落随意契約不成立」と宣言するものとする。

(電磁的な方法による通知等の処理)

第21条 本約款に規定する公告、通知及び質問書は、電磁的な方法によることもできるものとする。

2 本約款に規定する通知において、複数の事業に該当する業者がある場合は、同時に複数の通知ができるものとする。

(補則)

第22条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この約款は、平成19年12月28日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第8号）

（施行期日）

1 この約款は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度一般会計予算に係る債務負担行為又は長期継続契約に基づく契約関係事務の準備行為であって、施行日前に入札を行うものにあつては、この約款による改正後の佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合郵便入札約款及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会場入札約款の規定は、平成26年2月7日から適用する。

（委任）

3 この約款の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。